

住居確保給付金（家賃の補助）

休業等により住居を失った方や失うおそれのある方に対して、安心して求職活動ができるように、家賃相当額を自治体から住宅の貸主さんに支給します。

住居確保給付金

支給対象となる方

- ① 離職・廃業後 2 年以内の方
- ② 給与等を得る機会が自分の責任や都合ではない理由で減少し、離職や廃業と同程度の状況にある方

支給期間 原則 3 か月（求職活動等を誠実にやっている場合は 3 か月延長可能（最長 9 か月まで））

支給額 家賃額（お住まいの地域によって給付金の上限額が異なります）

支給要件

- 収入要件：世帯収入合計額が、ア＋イの合計額を超えないこと
 - ア 市町村民税均等割が非課税となる収入額の 1/12
 - イ 家賃額家賃額（お住まいの地域によって給付金の上限額が異なります）
 - 資産要件：世帯の預貯金の合計額が、上記アの 6 月分を超えないこと（但し 100 万円を超えない額）
 - 求職活動等要件：ハローワークに求職の申込をし、誠実かつ熱心に求職活動を行うこと。
- ※支給対象者②については、再延長期間（～ 9 か月目）までは、ハローワークへの求職の申込は求めません
- 等

詳しくは、お住まいの自治体の自立相談支援機関（住宅、仕事、生活などの相談窓口）にご相談ください。

(参考)

○支給上限額 (目安) (円)

	単身世帯	2人世帯	3～5人世帯
秋田市以外 (3級地)	35,000	42,000	46,000
秋田市 (2級地)	32,000	38,000	42,000

○収入要件 (目安) (円)

	単身世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯
秋田市以外 (3級地)	113,000	157,000	186,000	221,000	255,000
秋田市 (2級地)	113,000	161,000	199,000	236,000	274,000

○資産要件 (目安) (円)

	単身世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯以上
秋田市以外 (3級地)	468,000	690,000	840,000	1,000,000
秋田市 (2級地)	486,000	738,000	942,000	1,000,000

※その他、求職活動を行っていただく等、支給には要件があります。